

熊本県告示第 799 号

熊本県土地利用基本計画（昭和 50 年熊本県告示第 537 号）の一部を変更したので、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 9 条第 14 項において準用する同条第 13 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成 15 年 7 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 熊本県土地利用基本計画図の変更地域別の概要

変更地域名	市町村名	変更部分の面積	変更を必要とする理由
水俣農業地域	水俣市	5ha の縮小	既存の用途地域に隣接する区域であり、九州新幹線新駅設置に伴う計画的な市街地整備の見通しが明らかになったことから、総合的な農業の振興を図る必要がなくなったため。

2 変更に係る熊本県土地利用基本計画図の閲覧場所

熊本県企画振興部土地資源対策課土地利用対策班（県庁本館 6 階）

郵便番号 862 - 8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話番号 096 - 383 - 1111 内線 3587

熊本県告示第 800 号

熊本県営住宅条例（昭和 35 年熊本県条例第 11 号）第 2 条の 2 の規定に基づき、平成 13 年度建設の県営住宅の設置及び家賃を次のとおり告示し、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。なお、この県営住宅は、平成 15 年 8 月 1 日から供用開始する。

平成 15 年 7 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

団 地 名	県営古庭坊団地
場 所	熊本市大江四丁目 9 番 1
構 造	高層耐火構造

専用床面積	52.8㎡	
家 賃		
入居者の収入	本来入居者家賃	収入超過者家賃
123,000 円以下の場合	26,500 円	
123,000 円を超え 153,000 円以下の場合	32,200 円	
153,000 円を超え 178,000 円以下の場合	38,100 円	
178,000 円を超え 200,000 円以下の場合	43,900 円	
200,000 円を超え 238,000 円以下の場合	50,700 円	
238,000 円を超え 268,000 円以下の場合	58,300 円	65,700 円
268,000 円を超え 322,000 円以下の場合	67,400 円	77,700 円
322,000 円を超える場合	77,100 円	88,000 円
戸 数	2 戸	
間 取 り	2 DK	
号	103 号、104 号	

専用床面積	52.8㎡	
家 賃		
入居者の収入	本来入居者家賃	収入超過者家賃
123,000 円以下の場合	26,500 円	